

5 東彼杵町条例第 3 2 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 6 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表 (1) 日当及び宿泊料		別表 (1) 日当及び宿泊料	
日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
<u>1,500円</u>	<u>12,000円</u>	<u>1,300円</u>	<u>10,000円</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。